

(凡例)



..... 事業所が行います。



..... 国保連が行います。

【通常過誤】

(例) 5月提供分において、20,000円請求のところ、間違えて30,000円で請求したため、7月15日の通常過誤で請求を取り下げる場合
先に8月支払い時に過誤分(30,000円)が減額され、翌月の9月支払い時に正しく再請求した20,000円分が増額されて入金されます。

